

政府実行計画に基づく各府省庁の実施計画（案）について

令和 8 年 7 月 8 日
地球温暖化対策推進本部幹事会

1. 背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、政府は、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）を策定することとされており、2025 年 2 月に閣議決定された政府実行計画の中で、
- ・ 2013 年度を基準年として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50% 削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とし、本目標達成のため、各種取組についても目標が設定された。
 - ・ また、各府省庁は温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全の強化のために自ら実行する措置を定めた実施計画を策定するとともに、地球温暖化対策推進本部幹事会において、各府省庁が設定した目標が政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを確認することとしている。
- 今回、実施計画は策定済みだが、デジタル庁において、基準年度である 2022 年度（※）の温室効果ガス排出量の算定結果を見直したことに伴い、実施計画を改定することとした。
- ※デジタル庁は、2021 年 9 月に設置されたことから、年間の温室効果ガス排出量が確認できた 2022 年度を基準としている。

2. 実施計画（案）の確認結果（別紙参照）

- デジタル庁の実施計画の改定案で示された削減目標は、基準年度である 2022 年度の実績値を見直した上で、2030 年度に 32%、2035 年度に 52%、2040 年度に 71%である。
- これは、2013 年度から 2030 年度に 50%、2035 年度に 65%、2040 年度に 79%削減目標に向けて順調に排出量を削減した場合の 2022 年度からの削減割合と同等であることから、政府全体の目標達成に向け適切なものと評価される。

3. 今後のスケジュール

- 今後、デジタル庁において速やかに実施計画決定の手続きをとり、7月中を目途に、環境省のホームページにて公表する。

(参考) 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）（抄）

第三 政府の温室効果ガスの総排出量に関する目標

2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とし、目標に向けて政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施していく。

この目標は、各府省庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出については、温室効果ガスの排出量を左右する出動回数や距離等を制御することが治安維持や監視取締りといった事業の特性上困難であり、設備更新時の効率改善を除いて抜本的な削減が現時点では困難であることから、また、福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出については、災害への対応であり、処理される廃棄物の量や性状を制御することが困難であることから、2030 年度までは上記の削減目標の対象外とする。

第四 措置の内容

6 各府省庁の実施計画の策定

- (1) 各府省庁は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2)・(3) (略)
- (4) 各府省庁は、(2)に掲げた取組やその他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及をけん引する役割を果たす。このため、2013 年度を基準として、政府全体で温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを踏まえ、当該年度の削減目標を府省庁ごとに設定することとする。各府省庁が設定した目標については、政府全体の目標達成に向け適切なものであるかどうかを、地球温暖化対策推進本部幹事会において確認する。
- (5)・(6)・(7) (略)

デジタル庁の温室効果ガス削減目標について

府省庁名	2030 年度の 削減目標 (%)	2035 年度の 削減目標 (%)	2040 年度の 削減目標 (%)	基準年度 (2022 年度) 排出量 (注 1) (tCO2/年)	目標年度 (2030 年度) 排出量 (注 1) (注 2) (tCO2/年)
デジタル庁	－32%	－52%	－71%	1,069 (129)	727 (88)

注 1 () 内は改定前の排出量。

注 2 デジタル庁の実施計画中の温室効果ガス排出削減計画の値によるもの。2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に削減目標と整合する排出削減計画を定める。